

松江市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年12月22日付け松江市監査委員告示第13号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年2月19日

松江市監査委員 三島 康夫  
松江市監査委員 安来 弘喜  
松江市監査委員 川井 弘光

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 株式会社 玉造温泉ゆうゆ (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 支払事務について、決裁処理や決裁区分に不適切な処理が見受けられたことから、決裁規程の内容を社員に周知するとともに、決裁規程に基づく事務を適正に実施されたい。必要があれば、決裁規程の改正も検討されたい。</p> <p>また、通帳と印鑑の管理については、別々に管理するなど不正防止が図られるように改められたい。</p> <p>(2) 自主事業であるサービスエリアの運営では営業利益が出ているが、指定管理事業である玉造温泉ゆ～ゆでは、営業損失が続いている。今後ともゆ～ゆの集客に努められ、アンケートなどを分析しニーズを把握するとともに、経費の削減にも努められ、市とも協議して収支改善に取り組まされたい。</p> <p>(所管課に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 玉造温泉ゆ～ゆについて、令和4年度から市が行政財産使用許可を出して、他団体に貸し付けている2階の旧レストランの区域が、指定管理の基本協定書に定める管理区域の中に含ま</p>	<p>1. 株式会社 玉造温泉ゆうゆ</p> <p>(1) 決裁処理については、会計システムの機能を用いることにより対応済みです。また、通帳等の管理についても改善済みです。その他、決裁規程の見直しなど、会計処理全般の適正化に努めるよう指導しました。</p> <p>(2) 指定管理事業については、令和5年10月から入湯料を値上げしましたが、併せて、利用者の満足度を高めていくサービスを展開していくことで誘客を推進し営業利益の増収につなげるよう指導しました。また、引き続き経費削減に努め収支改善に取り組むよう指導しました。</p> <p>(1) 区域の重複があったことから、令和5年度指定管理基本協定書を変更し、当該区域を除外した区域を指定管理の管理区域とする形で是正いたしました。</p>

<p>れたままである。しかし、行政財産使用料は市の収入となっており、指定管理者の管理区域の使用料が市の収入となっている現状は整合性が取れていない。早急に見直しをされたい。</p>	
<p>2. 公益財団法人 松江市観光振興公社 (団体に対するもの／観光施設課)</p> <p>(1) 令和4年度堀川遊覧船事業は、乗船客数が前年度と比較し大幅に増加し回復傾向にあるものの令和元年度の約7割にとどまっている。遊覧船の新たな魅力化に取り組むとともに引き続き行政や観光関連団体と連携し誘客に努められたい。</p> <p>(2) 乗船客数が回復していく中、船頭不足が顕著化しており、今後定年退職者の増加も見込まれることから早急に人材確保に取り組まれたい。</p> <p>(3) 安全運航とおもてなしの更なる向上を図るため、令和4年10月に「船頭必携」を改訂し全職員に配布されている。今後も安全運航や安全対策について検討及び検証を進め、各種研修等を通じて安全管理の徹底を図られたい。</p>	<p>2. 公益財団法人 松江市観光振興公社</p> <p>(1) コロナ禍により停滞していたインバウンドが再開し、海外からの訪問客が増加しつつあるなか、国内外から人を惹きつける誘客の取り組みに加え、大阪・関西万博の機会を逃さず、全世界に向け松江市及び堀川遊覧船の魅力発信に取り組むよう指導しました。</p> <p>(2) 持続可能な遊覧船事業の展開に向け船頭の人材確保は喫緊の課題となっていますが、昨今、人手不足はあらゆる業種に言えることであり、職の特殊性や地域固有のものであることなど、他の職にはない魅力を売りに、既存の枠組みにとらわれない人材確保への取り組みと、働く人にとって魅力ある労働環境を構築するよう指導しました。</p> <p>(3) 堀川遊覧船は本市観光施策の要となる観光資源であることから、お客様に安全で快適に乗船していただけるよう、引き続き、安全確保のための仕組み構築や定期的な研修等の実施による船頭のスキルアップを図るよう指導しました。</p>
<p>3. 公益社団法人 松江市シルバー人材センター (団体に対するもの／健康福祉総務課)</p> <p>(1) 令和4年度の業務状況は、派遣事業については受注件数、契約金額ともに増加傾向にあるが、受託事業については技能が伴う大工業務、剪定業務等を行う会員の減少などにより需要に対応できず受注件数、契約金額ともに減少傾向にある。引き続き会員拡大に積極的に取り組むとともに需要の多い技能職種等の人材確保と後継者育成に努められたい。</p>	<p>3. 公益社団法人 松江市シルバー人材センター</p> <p>(1) 技能を伴う業務の講習会を実施し、技能職種等の人材確保に努めるとともに、他シルバーとの意見交換や事例調査により後継者育成の方針を検討するよう指導しました。また、引き続き、新聞折り込みや公民館だより等各種情報提供の機会を活用し会員拡大に努めるよう指導しました。</p>

<p>4. 松江市高齢者クラブ連合会 (団体に対するもの／健康福祉総務課)</p> <p>(1) 各地区の高齢者クラブは、一人暮らしや二人暮らしの高齢者が増える中で、孤立を防ぐ意味でも地域に必要な存在である。しかし、65歳以上でも就業している人も増えており、会員数の減少が続けば活発な活動ができなくなるおそれがある。市や自治会ともより一層連携を図られ、今後とも会員数の拡大に取り組みたい。</p> <p>(所管課に対するもの／健康福祉総務課)</p> <p>(1) 今後も、高齢者の生きがいや健康づくりに資する団体として、ニーズにあったものを提供できる体制を整えるとともに、組織の在り方について、継続して検討されたい。</p>	<p>4. 松江市高齢者クラブ連合会</p> <p>(1) 会員数拡大に向けて、活発で魅力的な活動実施はもとより、自治会や公民館との連携を通して、効果的な広報活動に取り組んでいくよう指導しました。また、現在、65歳の誕生月に市から送付している介護保険証に高齢者クラブの加入申込書を同封しており、引き続き市と連携した加入促進活動にも取り組んでいくよう指導しました。</p> <p>(1) 老人福祉法第13条第2項に基づき、高齢者クラブの活動を援助するとともに、必要に応じて、高齢者クラブの役割や活動内容、体制を再考し、組織の在り方についても協議、検討いたします。</p>
---	--